

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年8月1日
【会社名】	日本精工株式会社
【英訳名】	NSK Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内山 俊弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番3号
【電話番号】	03 - 3779 - 7111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役常務 C S R本部長 池村 幸雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目6番3号
【電話番号】	03 - 3779 - 7111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役常務 C S R本部長 池村 幸雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,683,949,960円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,073,830株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 会社法第416条第4項に基づき、2016年6月24日開催の当社取締役会において募集株式の発行に関する決定を執行役に委任することを決議しており、かかる委任に基づく2016年8月1日付けの代表執行役社長の決定によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,073,830株	1,683,949,960	
一般募集			
計(総発行株式)	2,073,830株	1,683,949,960	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
812		1株	2016年8月25日(木)		2016年8月25日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本精工株式会社HR本部	東京都品川区大崎一丁目6番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区丸の内一丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,683,949,960		1,683,949,960

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する上記差引手取概算額1,683,949,960円については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2016年8月1日現在のものです。

株式給付信託の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口です。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役及び執行役に対し当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 導入の背景及び目的

本制度の導入は、当社の取締役及び執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役及び執行役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有するとともに、持続的な企業価値の向上に対する取締役及び執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものです。

(2) 本制度の対象者

制度の対象者は、当社の取締役及び執行役(以下、併せて「対象役員」といいます。)とします。

(3) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、予め定める株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される株式報酬制度であり、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の取締役又は執行役を退任した時とします。

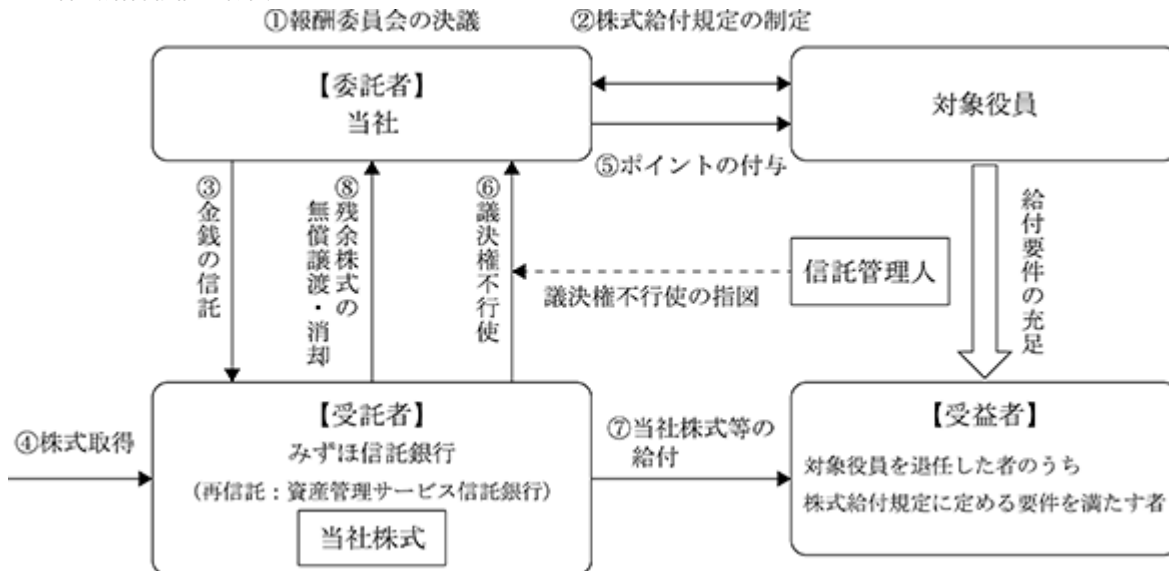
当社は、株式給付規定に基づき対象役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、株式給付規定に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

(4) 受益者の範囲

対象役員を退任した者のうち株式給付規定に定める要件を満たす者。

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議をします。

当社は本制度の導入に関して、株式給付規定を制定します。

当社は、報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、株式給付規定に基づき、対象役員にポイントを付与します。

本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、対象役員を退任した者のうち株式給付規定に定める要件を満たす者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することとしました。本制度においては、「株式給付信託の内容(3) 本制度の概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

2,073,830株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規定に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものです。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(2016年8月25日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ています。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規定に基づき対象役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者にかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しています。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の決定日の直前営業日までの1か月間(2016年6月30日から2016年7月29日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である812円(円未満切捨)としました。

本自己株式処分の決定日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額812円については、本自己株式処分の決定日の直前営業日の終値879円に対して92.38%を乗じた額であり、本自己株式処分の決定日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均874円(円未満切捨)に対して92.91%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均951円(円未満切捨)に対して85.38%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なもの判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規定に基づき信託期間中に当社の対象役員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2016年3月31日現在の発行済株式総数551,268,104株に対し0.38%(小数点第3位を四捨五入、2016年3月31日現在の総議決権個数5,417,384個に対する割合0.38%)となりますが、本制度は対象役員の退任時に当社株式等を給付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は当社の対象役員の報酬と株式価値との連動性を明確にし、持続的な企業価値の向上に対する対象役員の貢献意識を一層高めることを目的とするものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	48,879	9.02%	48,879	8.99%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	27,626	5.10%	27,626	5.08%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	27,600	5.09%	27,600	5.08%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	27,518	5.08%	27,518	5.06%
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	25,001	4.62%	25,001	4.60%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,211	3.36%	18,211	3.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,709	1.98%	10,709	1.97%
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.85%	10,000	1.84%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,675	1.60%	8,675	1.60%
日本精工取引先持株会	東京都品川区大崎一丁目6番3号	7,224	1.33%	7,224	1.33%
計		211,443	39.03%	211,443	38.88%

(注) 1. 2016年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

2. 上記のほか当社所有の自己株式は2016年3月31日現在で9,286,771株となりますが、2016年6月30日現在で23,704,734株となり、割当後は21,630,904株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第155期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) 2016年6月24日 関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2016年8月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2016年6月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「第2[事業の状況] 4[事業等のリスク] (14) 訴訟対応」及び「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 28.偶発事象 (2) 訴訟事項等」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(2016年8月1日)までの間において、下記の変更が生じました。当該変更箇所については_____ 罰で示しています。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記「第2[事業の状況] 4[事業等のリスク] (14) 訴訟対応」及び「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 28.偶発事象 (2) 訴訟事項等」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日(2016年8月1日)現在において変更の必要はないと判断しています。

第2[事業の状況] 4[事業等のリスク]

(14) 訴訟対応

当社グループは製造業であり、従来及び現在の訴訟の多くは製品の取引に関するものです。特に製造物責任に関する訴訟リスクを負っていると云えます。

製造物責任に関する訴訟に至った場合の応訴と賠償につきましては、当社グループは製造物賠償責任保険に加入していますので、保険が適用される場合もありますが、この保険は無制限、無条件に当社グループの賠償負担を担保するものではありません。

当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から複数の集団訴訟(州政府による訴訟を含む。)の提起を受けています。原告は、被告らが共謀してこれらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。なお、当社並びに当社の日本及び米国の一部子会社は、米国において、集団訴訟の原告の一部である間接購入者との間で和解に合意しています。また、当社及び当社の欧州の一部子会社は、英国において、他の被告らとともに、原告である一部顧客から過去の欧州競争法違反行為に関連して損害賠償請求訴訟の提起を受けています。

これらの詳細につきましては、後記「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 28.偶発事象 (2) 訴訟事項等」をご参照ください。

当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

上記訴訟等の結果として、今後、損害賠償金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 28. 偶発事象

(2) 訴訟事項等

当社及び当社の一部子会社は、その製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟(州政府による訴訟を含む。)の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。

米国においては、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー及び産業機械メーカー)、カーディーラー、商業用車両・中大型トラック・バス・重機車両等のディーラー、車両の最終購入者並びに州政府の各暫定原告団から、当社並びに当社の日本、米国及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟(州政府に関しては、州市民を代表する父権訴訟及び州政府自身のために行う訴訟)が提起されています。これらの訴訟は、ミシガン州東部連邦裁判所に係属しています。なお、当社並びに当社の日本及び米国の一部子会社は、2016年7月22日(米国東部時間7月21日)付で各暫定原告団の一部である間接購入者(カーディーラー及び車両の最終購入者)との間で和解金額3,450万米ドルにて和解に合意していますが、当該和解については、今後、ミシガン州東部連邦裁判所の承認が必要となります。

これらの訴訟の一部については、ディスカバリー(訴訟当事者間で相互に訴訟に関係し得る書類等の証拠の開示を求める手続)が開始されています。ディスカバリーの後、裁判所はそれぞれの集団訴訟について、集団適格に関する原告側の申立てを審理することになり、今後各集団訴訟がどのように進むかは裁判所が集団適格に関する申立てをどのように判断するかによります。

カナダにおいては、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びサスカチュワン州において、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー)及び間接購入者(例えば、カーディーラー及び車両の最終購入者)からなる暫定原告団から、当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。これらの訴訟の一部については、集団適格に関する審理が開始されています。

さらに、当社及び当社の欧州の一部子会社は、英国競争審判所(Competition Appeal Tribunal)において、他の被告らとともに、原告であるPeugeot S.A.ほか同社のグループ会社18社から、2014年3月19日(現地時間)付けの欧州委員会の決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、損害賠償額5億780万ユーロ(暫定額)を連帯して支払うよう請求する訴訟を提起されています。原告らは、被告ら8社に係る軸受購入額の合計額に占める当社に係る軸受購入額の割合は、約10%であると主張しています。

なお、製品の取引に関する競争法違反の疑いに関連して、当社は当第1四半期連結会計期間において、集団訴訟の一部暫定原告団及び、一部顧客との間の和解に関連する損失を「その他の営業費用」に計上しています。

当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

上記調査等及び訴訟等の結果として、今後、課徴金、損害賠償金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本精工株式会社本社

(東京都品川区大崎一丁目6番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。